

**I. 事実の概要**

- 5 平成11年12月13日深夜0時頃、Xほか5名は路上で口論となった初対面のA、B両名  
 に対して、傷害の故意で、公園において約2時間にわたり、背後から羽交い絞めにして手  
 拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく  
 続けた。Xらは知らなかったが、Bには高度の心臓疾患(外観上は全く分からないが、激し  
 い運動程度の負荷で突然心臓機能の障害を起こして新增資に至るおそれのあるもの)があり、  
 10 Bは上記暴行により、全治3カ月の傷害を負うにとどまったが、心臓麻痺により死亡した。  
 同日午前2時過ぎ、XらはXのマンション居室(4階)にAを連れ込み、約45分間、腕に  
 タバコの火を押し付けたりドライバーで顔をこすったり、殴る蹴るの暴行を断続的に加え  
 た。Aは公園、マンション居室内での合計3時間に及ぶ一連の暴行により、顔面挫傷、肋  
 骨骨折等の傷害を負った。  
 15 午前3時頃、激しい音や振動に目を覚まし、苦情を言いに来た下の階の部屋の住人TにX  
 らが対応しているすきを見て、AはXらを押しのけて上記マンション居室ドアから靴下履  
 きのまま逃走し、マンションの階段を、途中足を踏み外し転倒しながらも駆け下り、マン  
 ション敷地外へ脱出した。Xの仲間2名(Y、Z)はAを追ってマンション入口まで降りてき  
 たが、Aを見失ったため追跡を断念しXの居室へ戻った。  
 20 AはY、Zがマンション入口まで追ってきた事実を認識していなかったが、一刻も早くマン  
 ションから離れたいという一心で逃走を続けた。逃走を開始してから約10分後、マンシ  
 ョンから800m離れた高速道路に侵入したところ、時速100kmで疾走してきたトラックに  
 衝突され約20m飛ばされた後に後続車両に碾過され、同事故による脳挫傷で死亡した。  
 後の捜査で、血痕や足跡から、Aは、人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交  
 差する地点で、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2.3mのフェンスを越えて高  
 25 速道路に進入し、1分間に5台程度の交通量であったかかる高速道路を、中央分離帯(高さ  
 1.5m)を超えて反対車線に進入し、当該事故現場に到達していたことが明らかになった。  
 Xの罪責を検討せよ。(共犯関係は検討しなくてよい)  
 参考判例:最高裁平成15年7月16日第二小法廷決定  
 最高裁昭和46年6月17日第一小法廷判決  
 30

**II. 問題の所在**

- 35 B、A両名の死とXらの行為との間に因果関係を認めることができるか。Bの直接の死因  
 は外観上全く分からなかった高度の心臓疾患であり、またAの死にもAが自ら高速道路に  
 侵入したという事情が介在するため問題となる。

**III. 学説の状況**

α説(条件説)

- 40 その行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在す  
 る限り、刑法上の因果関係が認められるとする説<sup>1</sup>。

β説(相当因果関係説)

- 45 刑法上の因果関係を認めるためには、単に行為と結果との条件関係が認められるだけ  
 では足りず、その条件関係の存在を前提として、結果に対する諸条件のうち、社会生活上の  
 経験に照らして、その行為からその結果の生ずることが相当であると認められることが必  
 要であるとする説。

その相当性の有無を判断する基礎として、いかなる事情を考慮すべきかについて、以下  
 の三説に分かれる。

<sup>1</sup> 大谷實『刑法講義総論[新版第四版]』(成文堂,2013年)205頁参照。

#### β-1 説(主観説)

行為者が行為時に認識・予見した、または認識・予見し得た事情を相当性の判断の基礎とする説<sup>2</sup>。

#### β-2 説(客観説)

- 5 行為時に客観的に存在したすべての事情および行為後に生じた事情のうち一般人にとって予見可能であった事情を相当性の判断の基礎とする説<sup>3</sup>。

#### β-3 説(折衷説)

行為時に一般人が認識しまたは予見することができたであろう一般的事情および行為者が特に認識し、または予見していた事情を相当性の判断の基礎とする説<sup>4</sup>。

- 10 γ 説(経験的相当説)

裁判時までには明らかになったすべての事情を基礎として、科学的一般人の見地から、行為時の危険にせよ、行為後の因果関係にせよ、行為者が特にそれを知っている場合を除いては、経験則上稀有のものは考慮すべきではないとする説<sup>5</sup>。

#### δ 説(危険の現実化説)

- 15 「行為のもつ危険が結果へと現実化したか」(危険の現実化)を基準として因果関係の判断をする説<sup>6</sup>。

### IV. 判例

最高裁昭和 25 年 3 月 31 日判決<sup>7</sup>

- 20 〈事実の概要〉

被告人 A は預けていた金員の一部を A の実の母親 B に消費されたと思い激昂し、B に対して顔面を蹴るなどの暴行し全治 10 日の傷害を与えたところ、B の脳組織が脳梅毒に罹患していたため異常に弱っておりそのために死亡した。

〈判旨〉

- 25 「被告人の行為によって脳組織の崩壊を来したものであること、従って被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係を認めることができるのであつてかかる判断は毫も経験則に反するものではない。又被告人の行為が被害者の脳梅毒による脳の高度の病的変化という特殊の事情さえなかったらば致死の結果を生じなかつたであろうと認められる場合で被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らずまた予測もできなかつたとしても、その行為がその特殊事情と相まって致死の結果を生ぜしめたときはその行為と結果との間に因果関係を認めることができるのである」と判示。
- 30

〈引用の趣旨〉

- 35 以上の判例は、脳梅毒という外観上は全く分からない特殊事情によって被害者が死に至っていることから、本問に類似すると考える。特殊事情が介在する中での、行為と結果との因果関係についての検討につき参考になると考え引用した。

最高裁平成 16 年 2 月 17 日決定<sup>8</sup>

〈事実の概要〉

- 40 被告人の暴行による傷害の治療中に、手術によりいったんは被害者の容体は回復したものの被害者が医師の指示に従わなかつたために治療の効果が減衰し死亡した。

〈判旨〉

「被告人らの行為により被害者の受けた傷害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体

<sup>2</sup> 前田雅英『刑法総論講義[第四版]』(東京大学出版会,2006年)175頁。

<sup>3</sup> 大谷・前掲 205頁。

<sup>4</sup> 大谷・前掲 205頁。

<sup>5</sup> 西田典之『刑法総論[第二版]』(弘文堂,2010年)106頁。

<sup>6</sup> 山口厚『刑法総論[第2版]』(有斐閣,2007年)60頁。

<sup>7</sup> 刑集第4巻3号469頁。

<sup>8</sup> 刑集第58巻2号169頁。

の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、被害者が医師の指示に従わず  
安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとして  
も、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係がある」と判示。

（引用の趣旨）

- 5 以上の判例は、被害者自身による異常な行動が介在している点で本問と類似している。被害者の行為が介在したとしても行為と結果との間に因果関係を認めることが可能か考える際に参考になると考え引用。

## V. 学説の検討

### 10 α 説について

刑法上の因果関係は、実行行為に基づくものとして処罰できるのはどの範囲までであるかを典型的に確定するために必要となるものである<sup>9</sup>。ゆえに、一般人から見て偶然と取れる因果関係まで肯定することは、不当に処罰範囲を拡大するものとして妥当でない。一方、稀有な因果関係を有する事案において、故意を否定することにより結論の妥当性を図ることが可能であるという反論が考えうる。しかしながら、故意の認識対象が経験則上相当な因果関係でなければ故意とは言えない以上、客観的には条件関係で足りるとしながら、主観的には相当な因果経過の認識が必要だということは論理的に成り立ち得ない<sup>10</sup>。よって故意の否定という結論が導けない以上、条件説による稀有な因果関係における判断はなお妥当性を欠く。したがって、検察側はα説を採用しない。

### 20 β 説について

介在事情の予見可能性という判断基準は漠然としていて、基準として明確性に欠ける。また、介在事情の結果への影響の大きさを考慮することができない。予見不可能であればその影響の大小に関わらず、介在事情はなかったことにされてしまう。それゆえ、適切な帰責範囲を画することはできない<sup>11</sup>。

### 25 β-1 説

行為者が認識・予見しえなかった事情については、一般人が認識・予見し得た場合でも判断の基礎とすることができない。この場合にも因果関係が否定されることになり、経験則上偶然的結果でないものまでも排除してしまう点で、判断の基礎として狭すぎる<sup>12</sup>。さらに、客観的であるべき因果関係の存否について、行為者の主観を基礎におくのは妥当ではない。したがって、検察側はβ-1説を採用しない。

### 30 β-2 説

行為時に存在した事情はすべて判断基底に入れるのに、行為後の事情に限って予見可能な事情に限定するのは論理的に一貫しない<sup>13</sup>。また、行為時の事情と行為後の事情を明確に区別することはできない<sup>14</sup>。したがって、検察側はβ-2説を採用しない。

### 35 β-3 説

行為と結果の客観的なつながりを問題にする因果関係において、一般人の認識可能性をもとに判断基底を設定するのは妥当ではない<sup>15</sup>。また、一般人が認識し得なかった事情について、行為者が特にその事情を認識していたか否かによって因果関係の有無が左右されてしまう<sup>16</sup>。さらに、α説と同様に客観的であるべき因果関係の存否について、行為者の主観を基礎におくのは妥当ではない。したがって、検察側はβ-3説を採用しない。

40

<sup>9</sup> 西田典之『刑法総論[第二版]』（弘文堂,2010年）100頁。

<sup>10</sup> 西田・前掲 100頁。

<sup>11</sup> 大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I—総論』（日本評論社,2012年）80頁。

<sup>12</sup> 大谷・前掲 207頁。

<sup>13</sup> 大塚・十河・塩谷・豊田・前掲 77頁。

<sup>14</sup> 西田・前掲 103頁。

<sup>15</sup> 大塚・十河・塩谷・豊田・前掲 76頁。

<sup>16</sup> 曾根威彦『刑法総論』（弘文堂,2008年）73頁。

## γ 説について

危険や因果関係が経験則上稀有であるかは相対的であり<sup>17</sup>、判断基準が不明瞭である。また、危険や因果関係が稀有であっても、それらが行為によって支配・誘発されることはあり得<sup>18</sup>、そのような場合にもそれらを全く考慮すべきではないとはいえない。したがって、γ 説は妥当ではない。

## δ 説について

この説では、因果関係とは、実行行為に認められる、構成要件的結果を惹起する現実的・客観的危険性が、実際に構成要件の結果に現実化した過程である<sup>19</sup>。因果経過の経験的通常性が欠ける場合であっても行為の客観的危険が現実化したと認められれば行為への結果の帰責を認めることができる。すなわち、介在事情が結果に対してどの程度影響しているのかを考慮することができる<sup>20</sup>。また、結果を実行行為に帰責しうる範囲を実行行為の現実的・客観的危険性で限定することによって、偶然な結果惹起を処罰の対象外とすることができる。よって、検察側はδ 説を採用する。

## 15 VI. 本問の検討

### 第1. B に対する行為について

1. X に傷害致死罪(205 条)は成立するか。

2. X が B に対し顔面及び腹部を殴打し、頭部や腹部を踏みつけるという人の生理的機能に害する危険性を有する行為を行っているので傷害(204 条)の実行行為は認められる。

20 3. B は死亡しているため、構成要件的結果は発生している。

4. (1) しかしながら、X らによる暴行は本来ならば全治3カ月程度のもので、B が死亡した原因は高度の心臓疾患という外観上は全くわからない B 特有の事情が存在したことによる。そのため X らの暴行と B の死に因果関係が認められるかが問題となる。

25 (2) 検察側はδ 説を取るところ、因果関係の有無は行為時に客観的に存在した事情を基礎に、行為の危険性が結果に現実化したかを判断するべきである。行為の危険性は客観的に判断されるから、行為者が特殊事情を知らなかったとしても意味はない。

(3) 本件の X の行為について検討する。まず、2 時間にわたって複数人で殴りつけ、踏みつける行為は、身体に相当な負荷をかけることにより心拍を上昇させ、心臓に負荷をかける行為であるといえる。そのため、激しい運動程度で心臓機能の障害をおこす心臓病を患っている B にとって X らの暴行行為は死の結果を引き起こす危険のある行為である。そして、B の死因は X らの暴行行為により発生した心臓発作であるので、X らの暴行の B の身体に与える危険性が B の死という結果へと現実化したと言える。

30 (4) 以上より、X らの暴行の危険性が B の死亡へと現実化したといえるので、因果関係は認められる。

35 5. X には故意(38 条1 項 本文)が認められる。

6. したがって X には傷害致死罪が成立する。

### 第2. A に対する行為について

40 1. X は A をマンションの一室という密室に連れ込み、複数人で暴行を加え続けることで、一定の場所からの脱出を困難にしているといえ、故意も認められるので、監禁罪(220 条)が成立する。

2. X に A に対する傷害致死罪は成立するか。

(1) X らの暴行行為は A の生理的機能に害する現実的危険性を有する行為であるから、実行行為が認められる。

(2) A は自動車事故による脳挫傷で死亡している。

<sup>17</sup> 西田・前掲 107 頁。

<sup>18</sup> 西田・前掲 107 頁。

<sup>19</sup> 山口厚『刑法[第3版]』(有斐閣,2015年)33頁。

<sup>20</sup> 大塚・十河・塩谷・豊田・前掲 81 頁。

5 (3) ア X の暴行と A の死の間に因果関係が認められるか。A の死因は X の直接の死因ではないため問題となる。検察側はδ説を取るところ、本事例のように被害者の行為による介在事情が存在した場合は、①行為者の行為が被害者の当該行為を誘発する状況を創出し、②被害者が当該状況下の心理状況において、当該行為に出たことに合理性がある場合に、実行行為の危険が被害者の行為を通して結果へと現実化したと考える。

10 イ 本問において考えると、X ら 5 人は A に対して人数差を考えると反撃が難しい状態で殴打行為、踏みつけ行為を行い、その後タバコの火を押し付けドライバーで顔をこするなど、顔面や腹部などの人体の急所に対し 3 時間という長時間にわたって連続して強度の暴行を行っており、X らは、A が X らの暴行から逃れるには、マンションから逃走しなければならない状況を作り出しているといえる。そして X らが公園からマンションへと場所を移してまでも暴行を加えてきたことから X らには A を長時間暴行し続ける意思があると考えられ、一度逃走しても再び X らに捕まれば暴行を受ける可能性が高いので、時間帯が深夜 3 時であり人通りが少なく通行人等に救助を求めることも難しいことも加味すると、A が X らの追跡を振り切ることが必要な状況に X は追い込んでいたといえる。

15 ウ X らからの 3 時間という長時間の暴行を受けたことを考えると、A の精神状態は恐怖によって不安定な状態になっており、判断能力が低下していたと考えられる。たしかに、草木の茂る急斜面や高さが 2m 以上もあるフェンスという通常通らない場所を越えて高速道路に進入する等の A の行為はそれ自体が危険であり合理性がないようにも見える。

20 エ しかし、マンションからまだ 800m しか離れていなく場所的接着性があることを考えると、X らに発見されることもまだあり得る状態であり、A は靴下履きのままであり、顔面挫傷・肋骨骨折の重症を負っていたため移動能力は低下しているので、靴も履いており怪我を負っていない X らに発見されると再び逃げ切るのは困難だった。そのため、A は X らの追跡を撒くために、X らの捜索が行われないであろう急斜面とフェンスの向こうにある高速道路へ逃げ込んだと考えられるので、X が高速道路へと逃げ込んだことは不合理とはいえない。

25 オ また高速道路に侵入するという行為は危険なものではあるが、交通量は 1 分間に 5 台程度と少なく一見すると横断が可能であるような交通量であった。そのうえ、X らに 3 時間にわたり強度の暴行を受け、暗く人気のない県道を必死に走っていた A の不安定な精神状態を考慮すると、とっさに交通道路の横断を選択したと思われるため A のとった行動は X らの暴行から逃れる方法として著しく不自然、不相当だとはいえない。

30 カ X の死因は交通事故による脳挫傷であり、高速道路に侵入するという行為の危険性が現実化したものである。

35 キ 以上より、X らの暴行により誘発された A の行為によって結果が発生したといえ、因果関係は認められる。

40 (4) X は傷害の故意を有している。

(5) 以上より傷害致死罪が成立する。

## VII. 結論

A に対する傷害致死罪及び監禁罪、B に対する傷害致死罪が成立し、これらの罪は併合罪(45条前段)となる。

以上